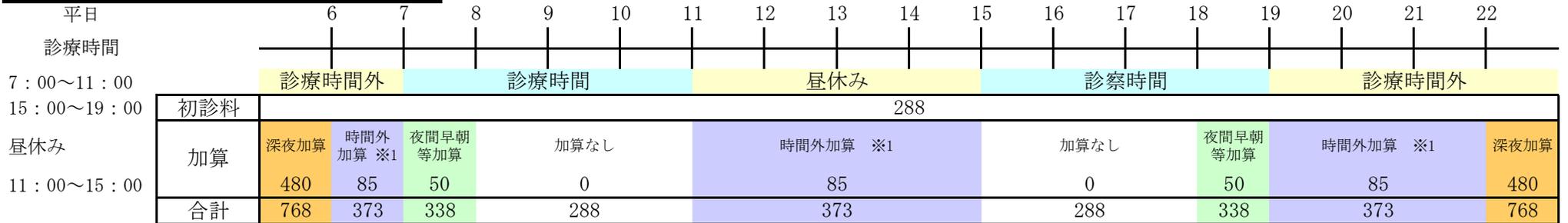


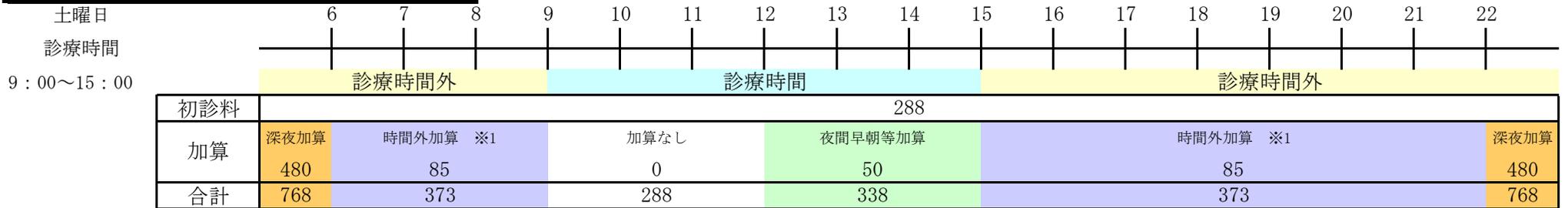
時間外・深夜加算・休日加算の算定内訳

診療時間
 診療時間外
 夜間早朝等加算
 休日加算
 時間外加算
 深夜加算

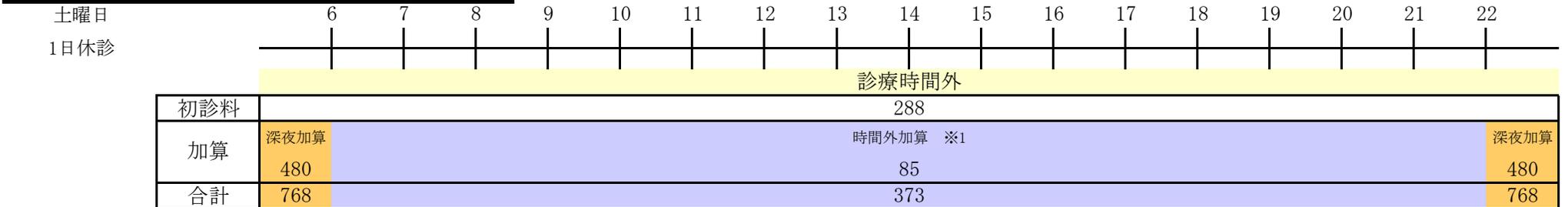
事例1：平日に通常診療を行う医療機関



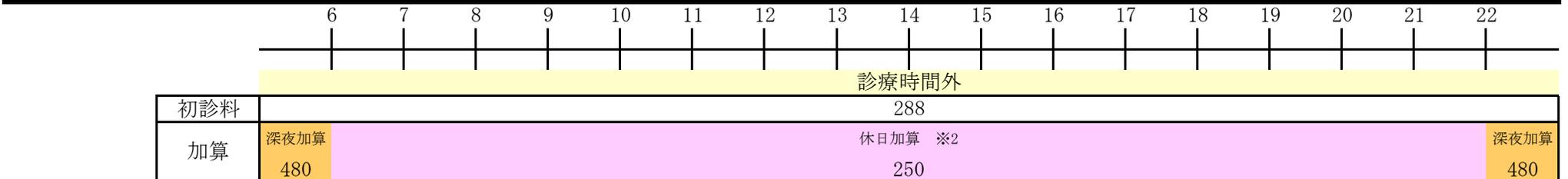
事例2：土曜日を診療日としている医療機関



事例3：土曜日を休診日としている医療機関

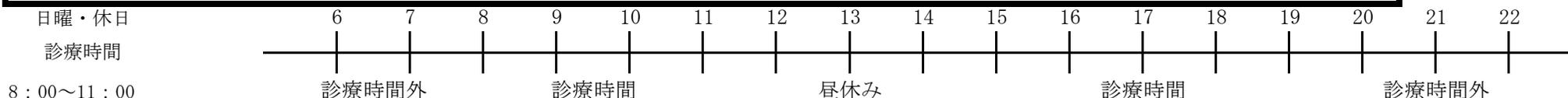


事例4：日曜・休日を休診日としている医療機関で急患等の為診察した場合、又は「救急病院」や自治対が定める救急体制（輪番等）に参加している医療機関



合計	768	538														768
----	-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

事例5：日曜・休日を診療日としている医療機関又は通常は休診しているが、ゴールデンウィークなどの理由で特別に診療日とした医療機関



8:00~11:00	初診料	288													
15:00~19:00	加算	深夜加算	休日加算 ※1	夜間早朝等加算	休日加算 ※1	夜間早朝等加算	休日加算 ※1	深夜加算							
昼休み		480	250	50	250	50	250	480							
11:00~15:00	合計	768	538	338	538	338	538	768							

<<算定の注意>>

※1の場合には、診療時間外であって、医療機関が応需の体制を解いた状況（医療機関を完全に閉めている状態）で患者の求めに応じ診療した場合に算定できます。このため以下の状態では算定できませんので、ご注意ください。

- 1 診療時間内に受付をした患者が、診察が遅れ診療時間外に診察した場合。
- 2 受付は診療時間外であったとしても、診療が遅れ応需体制を解いた状態でなく引き続き診察した場合

※2の場合も上記※1と同様の取扱いですが以下の医療機関は対応が異なります。

1 自治体が定める救急体制（輪番制）の対象医療機関は、救急体制の契約時間内は受診した全ての患者に対し休日加算が算定可能です。（応需体制を解いた状態でない場合も算定は可能です。）契約時間外に受診した患者の取扱いは※1と同様となります。

2 救急病院等については、午前6時から午後10時までは、受診したすべての患者に対し休日加算が算定できます。

注：図にありますが夜間早朝等加算を算定する場合には、事前に休日等の診療時間並びに夜間早朝等加算を算定することを院内掲示する事が必要です。